

旭川市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、自家用有償旅客運送としての福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の必要性、並びにこれを行う場合における安全及び旅客利便の確保に係る方策及び旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営確保に関して必要な事項を協議するため、旭川市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、福祉有償運送に関する次の各号に掲げる事項について協議を行い、意見を取りまとめる。

なお、再協議は、第5条第6項により指定された者により行う。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録を申請する場合における運送の必要性に関する事項
- (2) 法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間更新の登録及び法第79条の7第1項に基づく変更登録に関する事項
- (3) 旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 輸送の安全及び旅客利便の確保等に関する事項
- (5) 輸送活動における利用者からの苦情、事故等に関する事項
- (6) その他、福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、協議会の委員（以下「委員」という。）12人以内をもって組織する。

2 協議会は、福祉有償運送に係る関係者、関係団体及び行政機関等をもって構成する。

3 委員は、次に掲げる者及び団体からの推薦者で構成する。

- (1) 公共交通に関する学識経験者
- (2) 本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者
- (3) 福祉有償運送利用に関する団体
- (4) タクシー事業者
- (5) タクシー運転者組合
- (6) ボランティア団体
- (7) 地域住民に関する団体
- (8) 国土交通省旭川運輸支局職員
- (9) 旭川市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会に会長を置き、委員の中から互選する。

4 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

5 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、予め会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 会長は、福祉有償運送に係る地域内の必要性等の協議において、協議が調わなかった場合の調整を行う委員を予め指名する。

7 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

8 第3条第3項第2号に規定する者は、自ら所属する団体が行う福祉有償運送の可否を協議会において協議する場合は、その議決には加わることができないものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報を取り扱うなど、公開することにより協議の妨げになると協議会が判断した場合は、非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、旭川市保健福祉部福祉総務課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月28日から施行する。
- 2 この要綱施行後最初に構成される委員に限り、第4条に定める任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月13日から施行する。
- 2 第3条第3項第2号に定める委員の最初の任期は、他の委員と合わせ平成20年3月31日までとする。